

特集 所得税の確定申告について

申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)

個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました

今回の確定申告から申告書へ申告者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。詳細については、後のページ「津島税務署からのお知らせ」を参照してください。

また、申告書内には、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等の個人番号の記載も必要です。こちらについては、確認書類までは必要ありませんが、個人番号の確実な把握をお願いします。

※個人番号は大切なものですので、取り扱いにはご注意ください。

帳簿・収支内訳書の作成はお済みですか

事業収入(営業・農業)、不動産収入がある方は、白色申告でも収入金額や必要経費を帳簿に記載するとともに、請求書・領収書を保存する義務があります。(帳簿については7年間、その他書類は5年間) 税務調査の際に提示を求められ、適切に作成されていない場合は経費として認められないなど不利益が生じますので、引き続き記帳及び、保管をお願いします。

また、役場の申告会場にて確定申告する場合にも、ご自身で作成した帳簿を基に事業収入(営業・農業)、不動産収入の収支内訳書を事前に作成して提出していただきます。

作成にあたっては、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用いただくことも可能です。

※前年の収支内訳書を参考に、漏れの無いように作成をお願いします。

住民税の申告のお願い

所得税の申告をされない方で次のいずれかに該当する方は、住民税の申告をする必要がありますので、確定申告期間中に申告会場へお越しください。

1. 給与所得のあった方で勤務先から本村へ「給与支払報告書」の提出のない方
※提出の有無は勤務先に確認してください。
2. 給与所得のある方で給与所得以外にも所得のあった方
3. 営業、地代、家賃、配当、農業、年金(公的年金を除く)などの所得があった方
4. 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
5. 税法上の扶養についておらず、所得がない方

※申告がない場合、保険料の算定における判定が正しくできないことがあります。
(所得・課税証明書の発行ができません)

「確定申告のお知らせ」が送付されている方は



「確定申告のお知らせ」とは、確定申告期間や納期限、予定納税額等の申告に必要な情報が記載された通知です。

そのため、税務署からこのお知らせが送付されている方は、記載内容が確定申告時に必要となりますので、必ずご確認ください。

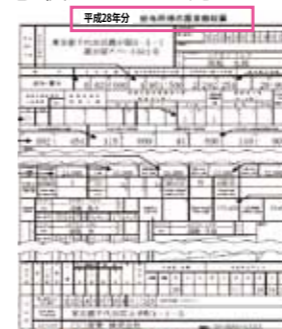
また、このお知らせが送付される方には、申告書のほか各色申告決算書や収支内訳書等が税務署から送付されませんのでご注意ください。

申告する前にチェック 確定申告に必要な書類の準備はお済みですか

申告会場では、必要書類がすべてそろっている方のみ受付を行っております。ご来場の前には、以下のような必要書類を必ずご確認くださいませますようお願いいたします。なお、再発行に時間がかかる場合がありますので、お早めにご確認ください。

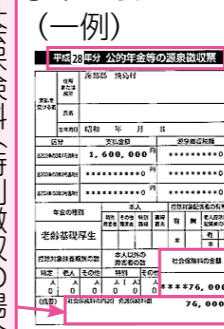
- 「源泉徴収票」はありますか (原本 ※コピーは不可)
2か所以上から受けている場合、すべてご準備いただく必要があります。

①給与収入のある方



①請求先：給与を受けている勤務先

②年金収入のある方 (一例)

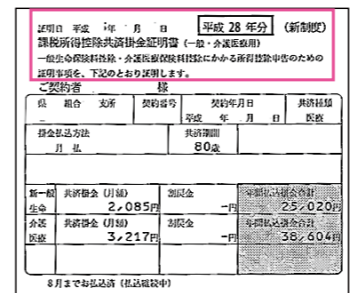


②請求先：日本年金機構・農業者年金基金等

(参考)
・日本年金機構 中村年金事務所 (管轄：海部郡)
☎052-453-7200
平日(月曜～金曜)
午前8時30分～午後5時15分
・独立行政法人 農業者年金基金
☎03-3502-3945
平日(月曜～金曜)
午前9時30分～午後6時

- 「保険料控除証明書」はありますか

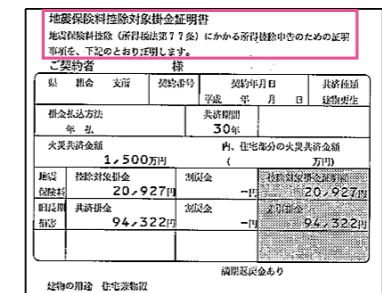
①生命保険料



※保険会社によって名称・様式が異なります。

①②請求先：各保険会社

②地震保険料



③国民年金保険料

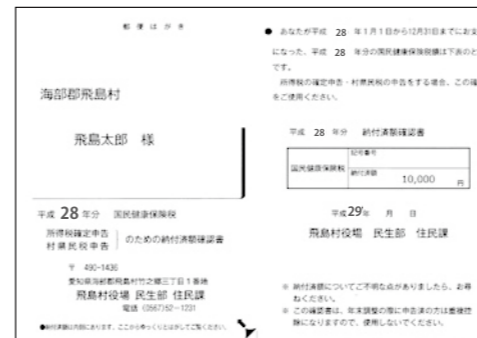


③請求先：日本年金機構

- 「保険税(料)納付状況のお知らせ」はありますか

1月広報のとおり、各保険税(料)について、「納付状況のお知らせ」の郵送を行っています。申告会場では各保険税(料)についてお答えできませんので、「納付状況のお知らせ」を必ずご準備の上で申告してください。なお、年金から特別徴収の場合は、源泉徴収票(上の見本のとおり)に記載されていますのでご確認ください。

①国民健康保険税



①②問合せ先：民生部住民課

②後期高齢者医療保険料



③問合せ先：すこやかセンター内保健福祉課

③介護保険料

